

# ジェームズ・ウィルソンと

## 連邦憲法制定の基本原則

齋 藤 眞

### I はじめに——J.ウィルソンの評価

ジェームズ・ウィルソン(James Wilson)、このスコットランド生まれの法曹は、大陸会議代表、独立宣言署名者、連邦憲法署名者、最高裁判所判事といった輝かしい経歴を持ってはいるが、その名は、アメリカ史専攻の者を除けば、一般にはなじみのない名前であろう。誰が連邦憲法制定に最も寄与したかを考える時、連邦憲法会議の議長としてのG.ワシントンの人格と威厳、長老政治家としてのB.フランクリンの老練な調整手腕、ことに後に「憲法の父」と呼ばれるJ.マディソンの学識と英知とが直ちに想い起こされるが、J.ウィルソンの名はまず想い出されないのが普通である。しかし、マディソンのある伝記作家は「グーヴナー・モリスとジェームズ・ウィルソン、憲法会議では、この二人だけがマディソンより、より多くの発言をしている。……会議の成果はウィルソンに負うところが多い」と記している<sup>(1)</sup>。連邦憲法会議議事録集の編者マックス・ファランドも、憲法制定への貢献においてウィルソンを「マディソンにつぐ、そしてほとんどマディソンに比肩するもの」と位置づけている<sup>(2)</sup>。ほぼ同様な評価を他に探し出すことは、さほど困難ではない。にもかかわらず、J.ウィルソンは広く「建国の父祖」として崇められることもなく、少なくとも一般のアメリカ人の間では忘れられた人となっている<sup>(3)</sup>。彼の貢献度と彼の知名度との間のこの乖離は、一体何に由来するのであろうか。

おそらく、その答えは一つには、彼が早くより土地投機に手を出して

おり、ことに連邦政府発足後1789年9月大統領ワシントンにより最高裁判事に任命された後にも、大規模な土地投機に手を出し失敗、巨額な債務を負い、債権者に迫われ、投獄され、弾劾にかけられそうになり、失意と困窮の中に、1798年その生涯を閉じたという悲惨な晩年に求めることができよう。<sup>(4)</sup>その当時は連邦憲法会議、各州における連邦憲法批准会議の正確な議事録は未だ公表されず、これらの会議における彼の発言の内容については知られていなかった点からも、ウィルソンに対する一般の評価が、彼の貪欲なまでの土地投機への執着と失敗とに大きく左右されて行われたことはやむをえないことといえよう。二つには、アメリカ革命当時最も急進的であったペンシルヴェニア邦レベルの政治において、ウィルソンが保守派（共和派）の有力な指導者として行動し、急進的な1776年ペンシルヴェニア邦憲法を鋭く批判し、急進派（憲法派）からの攻撃の対象となっていたことも指摘しなければならない。<sup>(5)</sup>ことに1779年秋には民兵を主体とする一団の民衆がウィルソンの住宅をおそい、そこにたてこもった共和派のグループとの間にしばし銃撃戦が行われるという事態すら起こった。そのためウィルソンは、しばらくフィラデルフィアの町を去らねばならなかったほどである。<sup>(6)</sup>この点、ウィルソンは、もとより同時代的に人気ある政治家ではありえなかった。身体的にも、強度の近視のため、その態度が傲慢にみえたともいわれる。

上述のように同時代的に、他の「建国の父祖」とは異なり、一般のアメリカ人から決してプラスのイメージをもって見られなかったウィルソンは、結局死後もあまり顧みられず、彼の著作集も彼の息子が1804年に編集したものしか存在していない（それにくわしい序文をつけて再刊行されたのが、*Works*である）。またまとまった伝記も、ページ・スミスのもの一冊があるのみである（Smith, *JW*）。こうして資料的にも制約を受けて、ウィルソンの再評価はなかなかされにくい状況にある。しかし、幸い連邦憲法会議の議事録（*Records*）や、ペンシルヴェニア邦連邦憲法批准会議の議事録など（*Documentary Hist.*）を通して、ウィルソンの連邦憲

法制定への役割は、今日では、かなり明確にされえる状態になってきている。その点、本稿は別に新しい資料に基づいて、新しい説を主張しようとするものではない。ただ、ウィルソン自身が現実政治の場でいわゆる「保守派」に属していたこと、また連邦憲法制定もそうした「保守派」の運動の所産であることを認めつつ、しかも連邦憲法制定の原理そのものはやはり民主政の原理に基づくものであり、その点をウィルソンが最も適確に、論理的に把握していたことを明らかにしておきたかったのである。民主政の原理という点では、この「保守派」ウィルソンは、憲法制定者中最も「急進的」ですらあったのである。ことに、当時デモクラシーとナショナリズムとは二律背反として捉えられていたが、ウィルソンはこの両者を統一的に理解し、ナショナリズムをデモクラシーの上に基礎づけようとした。まさに、そのことこそ、時に「反動的運動の文書」といわれる連邦憲法<sup>(7)</sup>が、その制定後200年たった今日でもその生命を維持している所以を説明するものであり、また同時代的には評価されなかった、少なくとも感謝されることのなかったウィルソンが、合衆国の歴史形成の原点において、実はその方向づけを行なったという点で、大きな役割をなしていたことを物語るものといえよう。本稿の順序として、ウィルソンの所論と取り組む前に、1787年の連邦憲法をめぐる争点を、少しく図式化して説明しておきたい。そのことが、またウィルソンの役割を明らかにする必要な前提にほかならないからである。

## II 連邦憲法制定の争点

1787年5月より9月にかけてフィラデルフィアで開かれた連邦憲法会議(Federal Convention)<sup>(8)</sup>、それにつづく各邦での連邦憲法批准会議において、連邦憲法草案をめぐる争われた争点を、もし単純化してまとめれば、次のごとくならう。まず、「憲法の父」マディソンが「会議の直面した困難の中でも、ことに重要であったのは、いかにして自由と共和政体とを十二分に尊重しつつ、しかも政府に必要な安定性と活動性とを確

保することができるかという点であった」と指摘するとく、<sup>(9)</sup> 権力の必要と自由の保障との調整というおよそ政治の基本的課題が、この連邦憲法会議の基本的課題でもあったといえよう。しかし、それを1787年のアメリカの政治状況の文脈の中で、さらに敷衍すると、当時のアメリカは大きくって国家形体と国家体制との二側面における選択に迫られていたと解することができる。

すなわち、一方において、現行連合規約の下での複数の国家(States)より構成されている国家連合(Confederation, Staatenbund)としてのアメリカ諸邦連合(United States of America)を、基本的にはそのまま維持し、その若干の強化をはかるか、それともUSAそれ自体を一つの中央集権的国家に統一(Consolidation)してしまうか、という国家形体の問題である。元来、西半球にはイギリス領アメリカ植民地という単一の植民地が存在していたのではなく、したがっていわゆるアメリカの独立とは、厳密に言えばヴァージニア植民地、マサチューセッツ植民地などの複数の独立のことであった。つまり、独立により単一の国家が形成されたのではなく、連合規約の規定するとく「各邦は、主権、自由、独立……を有し」(第二条)、「十三の各邦は、共同防衛、自由の確保、そして相互かつ全体の福祉を目的として、強固な友好連盟(a firm league of friendship)を形成」したのであった。<sup>(10)</sup>したがって、中央機関としての大陸会議、連合会議(Congress)は、独立戦争の遂行上、確かに対外的には実質的に中央政府としての機能を果していたが、対内的には独立国家としての諸邦間の国際機関としての機能しか果しえなかった。ことに、戦争の終了、独立の達成は、外敵の消滅を意味し、USAの統合性を却って弱体化させることになる。その結果、対外的にも国際信用を失い、対内的には財政の紊乱、経済の不況を招くことになった。ここに、外に国際信用の確保、内に国内市場の統一、国民経済の形成からも、USAそれ自体が国家性をもつことが要請されてくる。それが、連邦憲法制定への一つの基本的な動きであり、ヴァージニア代表の一人、ジョージ・メーソンが会議直前に

「主要な諸邦における支配的な見解は、現在の連合制 (federal system) を全面的に改変し、一大全国的議会 (a great national council or parliament)……をもって代えることにある」と記しているごとくであった。<sup>09</sup> 事実、その具体化として、会議への指導権を握っていたヴァージニアが、早くにフィラデルフィアに参集、マディソンを中心に案をねり、同案を会議劈頭当時ヴァージニア邦知事であったエドマンド・ランドルフにより提出、5月29日長時間にわたり、ランドルフが説明、同案は自来ヴァージニア案として知られ、会議の討議のたたき台となった。同案には、正しく “National Legislative” “National Executive” “National Judiciary” の樹立がうたわれている。<sup>12</sup>

しかし、USAに国家性をもたせるといふこの考えは、連合規約制定以来一部の人々の間で支持されてきた主張であるにせよ、<sup>13</sup> なお多くのアメリカ人にとっては、元来独立とは、中央政府であるロンドン政府からの各植民地の分離を意味したものの故、たとえアメリカ内においてであれ、新しく中央政府を樹立することは、かつての中央政府による圧政の再現を意味するものとして強く警戒された。先のマディソンの表現を借りていえば、それは統治に安定性と活動性とを与えるものかもしれないが、自由と共和政体とを危殆ならしめるものとみなされたのである。はたして、会議の中においても、上記ヴァージニア案の全国的政府の樹立という目標には当然反対の意思表示がなされた。ことに小州は、全国的政府が樹立されれば、それを大州が支配し、小州は発言権を失うことをおそれ、State Sovereigntyの原則に執着する。6月9日、ニュージャージー代表のW. パタソンは、まず手続的に本会議は連合規約の修正を目的とするのであり、「連合政府と矛盾するような全国的政府などという考えは、代表の誰も、また代表が当然従うべき世論も、決して考えはしなかった」と指摘した。「連合は、その構成員の間における主権の存在を前提とし、主権は平等を前提とする」のである。「ニュージャージーは、決して同案に基づいて連合するようなことはしない。もしそのようなことをすれば、

ニュージャージーは併呑されてしまう。自分としては、そのような運命に屈するよりは、君主に、専制者に屈した方がましである」とまでいう。<sup>60</sup>そして、パタソンは6月15日、ヴァージニア案への代案として、現行連合規約を前提として、その修正案としての案を提出する。同案は、ニュージャージー案、あるいは小州案と呼ばれる。<sup>61</sup>かくして、USAを、現行通り国家連合にとどめるべきか、それともそれ自体一つの国家とするべきか、が重大な争点となる。

第二の争点、国家体制の問題は、法的に明確に識別されるものではなく、より政治的であり、それだけより曖昧としており、心情的ですらある。それは、端的に言えばデモクラシー、民衆の政治参加の問題にほかならない。ヴァージニア案が提出された翌日より会議は全院委員会の形で自由討議に入り、同案を検討しはじめたが、5月31日全国的立法部の下院議員の選挙方法の問題で、政治参加をめぐる議論が白熱化した。同日の議論は、会議の白眉といってもよい。<sup>62</sup>まず、コネティカット代表R. シャーマンは「人民による選挙に反対し、州議会の選出とすべきである。人民は、できるかぎり政府のことにかかわらせるべきでない。彼らは情報に欠き、絶えず誤り導かれやすいからである」と主張した。ついで、マサチューセッツ代表E. ゲリーがこれに同意し「われわれが現在経験している災禍は、民主政の行きすぎ(excess of democracy)からきている。人民は徳に欠けているわけではないが、偽りの愛国者たちのいいなりになっている……自分は今まであまりに共和主義的(republican)でありすぎた。しかし、今でも依然共和主義的ではあるが、経験によって平等主義の危険性を知るにいたった」としている。ニューイングランドの二人が、「民主政の行きすぎ」を危惧している直接的な背景は、ゲリーのいう「災禍」、つまり1786年夏よりマサチューセッツで起ったシェイズの叛乱(Shays's Rebellion)にほかならない。戦後の農産物価格の下落と重税とに悩むマサチューセッツ西部農民のこの武装叛乱は、マサチューセッツのみならず、ニューイングランド地方、いやアメリカ全土の有産者、指導者

層を震撼させた事件であり、後に歴史家フィスクが「危機の時代」と呼ぶにいたった独立戦争後連邦憲法制定にいたる時代を象徴する出来事であった。<sup>07</sup> このシェイズの叛乱で「民主政の行きすぎ」を感じたもう一人の例として、たとえば18世紀末のアメリカ知識人の代表ノア・ウェブスターをあげることができる。彼は、アメリカ革命の熱心な支持者であり、自由の信奉者であったが、シェイズの叛乱に当面して「過度の自由はもはや自由ではない」と論じ、「かつて彼はアメリカ中で誰にもひけをとらない強力な共和主義者を自認していた。だが今や、共和制は、最も選ばたくない政体の一つになった」と主張するに至る。<sup>08</sup>

このケリー、シャーマンの主張に対し、直ちに反論が加えられる。まずヴァージニア権利の章典の起草者であるジョージ・メーソンが、下院は人民によって選ばれるべきであると強調し、「それは政府の民主政原理の一大保管所たるべきである……われわれはあまりに民主政的(*too democratic*)であったことは認めるが、今逆にその反対の極端に不用意に走ることをおそれるものである」と警告する。ここで、本稿の主人公J. ウィルソンが登場するが、彼の主張については後節にゆずり、ここではただ彼も下院が人民により直接選ばれるべきことを強く主張したことを記すにとどめよう。ついで、マディソンも下院の人民による選挙を支持する。しかし、ヴァージニア案を提案したランドルフは、この会議の「一般的目的は、連合諸邦が苦勞してきた災禍に対する匡正策を講ずることにある。この災禍の原因をたどると結局デモクラシーの不穏と愚行とにあることは、周知のごとくである。わが諸邦政府のこうした傾向に対し、しかるべき抑制策が採られなければならない」と主張する。結局当日は、議論は相半ばしてまとまらず、後日再検討されることとなった。これらの討論を通じ、この約200年前の会議において、デモクラシーが争点となっていたこと、しかも問題は必ずしもデモクラシーそのものを原理的に否定することではなく、その行きすぎをいかにして現実的に抑えるかであったことが判る。<sup>09</sup>

以上、国家形体については、USA を国家連合として維持するか、それ自体単一国家にするか。国家体制については、民主政を維持するか、民主政の行きすぎを是正するか(これに対しては、反対派よりしばしば貴族政という表現が使用された)。この四つの選択が争点となっていた。これらの選択を単純に論理的に組み合わせると、次の四つの理念型ができる。つまり、民主政的国家連合、「貴族政的」国家連合、民主政的集権国家、「貴族政的」集権国家の選択肢である。この中で、当時最も自然の組み合わせとみなされたのは、民主政的国家連合、つまりほぼ現状維持とみなされたものと、「貴族政的」集権国家、つまり抜本的な「反動的」改変とみなされたものであろう。そして、前者、現状維持はしばしば「急進派」とみなされ、後のアンティ・フェデラリスツ、リパブリカンの系譜につらなるものとされる。後者、抜本的改変派はしばしば「保守派」とみなされ、後のフェデラリスツの系譜につらなるものとされる。ちなみにメリーランドの代表で、憲法案に反対して署名しなかったルーサー・マーティンは、会議終了後メリーランド邦議会へ長時間にわたる報告を行っているが、<sup>200</sup>その中で会議出席者を三つの党派 (party) に分けている。「第一は、邦政府を廃し、この広大な大陸に一定の制限の下に君主政的性格をもった一つの全般的政府を樹立することを目的としている党派である。」つまり極端な「貴族政的」集権国家派である。第二は「邦政府の廃止、君主政的政府の導入を考えてはいないが、彼ら自身の州へ政府における不当な権力と影響力を与えようとしている」派であり、具体的にはヴァージニア案にみられる大州案の支持者を指し、穏和な「貴族政的」集権国家派を指す。第三は「真実の連合かつ共和主義を意図し……この派は現在の連合組織をその手続の基礎としている」とする。つまり、基本的には現状維持の民主政的国家連合派であり、マーティン自身を含む、小州やニューヨークに多いとする。注目すべきことに、マーティンは、第一の党派は、自分の派が少数派なことを心得、第二の党派に加わって、實質的に邦政府を廃し、君主政を導入しようとしていると指摘している。<sup>201</sup>



会議の進行について簡単にまとめるならば、国家形体については、下院は人口に比例して選出される議員により構成され、上院は各州平等に2名選出される議員により構成されるという「大妥協」、さらに中央政府の所管事項を条文に列挙して明記し限定するという形で、国家連合と単一集権国家との中間の連合国家(連邦制)として性格づけることに落ちつく。他方、国家体制について、下院を人民による直接選挙とすると共に、上院と大統領とを間接選挙によるものとし、司法部を大統領の任命制とする選出方法、さらに三権分立制と抑制均衡制をとることによって、直接民主政でも「貴族政」でもない「共和政」的なものとし、もって「民主政の行きすぎ」を是正するという形をとっている。これが連邦共和国としての合衆国の成立にほかならない。では、この間にあって、われわれのウィルソンは、いかなる立場をとっていたのであろうか。

### III J. ウィルソンの中央集権論

ウィルソンは、Iでもふれたように同時代史的に「保守派」とみなされていたのみならず、アメリカ史研究者の間にあっても、ことに「革新学派」からは「保守派」として識別されてきた。たとえば、筆者を含め日本のアメリカ史研究者にも大きな影響を与えた独立革命研究の権威メリル・ジェンセンも、ウィルソンが1776年時点(独立宣言)でも1787年時点(連邦憲法)でも「保守派」の代表であった、としている<sup>93</sup>。こうしたウィルソンに対する「保守派」という標識は、一つにはウィルソンの現実政治上の行動、そして二つには中央集権論即保守性という理解に基づくものといえよう。ウィルソンの現実政治上の行動、ことにペンシルヴェニア邦政治で、彼が急進派(憲法派)と鋭く対立し保守派(共和派)に属していたことは、Iでもふれた。しかし、第二の中央集権論即保守派との理解が、果して正しいかどうかは、十分検討を要する。

確かに、18世紀後半のアメリカ社会においては、中央集権論即保守派という理解には、それなりの歴史的背景があった。すなわち、アメリカ

革命とは、中央政府としてのロンドン政府からの、地方政府としてのアメリカの各植民地政府(議会)の解放を意味した。それは、国家からの社会の解放をすら意味した。したがって、自由は地方分権と深く結びつけて理解されていた。ジョージ・メーソンがヴァージニア邦連邦憲法批准会議で「中央集権的政府が果して人民の自由を保障し、人民の権利を保障しえるものかどうかは疑問である<sup>23</sup>」という時、それは当時のアメリカ人にとっての常識を語ったものと言える。しかも、こうした危惧をあたかも裏付けるがごとき言動もまた認められた。その一つの典型として、憲法会議におけるアレグザンダー・ハミルトンの所論をあげることができよう。彼は会議では沈黙を守っていたが、6月18日長時間に及ぶ演説を行い、まず「イギリスの政治形体こそ世界最良のモデルである」とし、「社会というものは、すべて少数者と多数者とに分かれる。前者は富める者、生まれのよい者であり、後者は人民大衆である……前者にこそ、政府の中で優先的地位を与えるべきである」と自己の政治哲学を披瀝した後、具体的な憲法案を展開する。すなわち、終身制の行政首長、上院議員、中央政府による州知事の任命という事実上の州政府の廃止を、正しく「貴族政」的集権国家論を主張し、ヴァージニア案といえども、「つまるところソースの味を変えた豚肉にすぎない」とまで言う。もとより、彼自身、彼の案が審議の対象にされることもありえないことを十分に承知の上で、ただ自己の所信を開陳したにすぎない<sup>24</sup>。しかし、こうした議論が、強力な中央集権的政府の樹立は、反民主政的であり、自由を危殆ならしめるものであるという危惧を強めるものであったことは、言うまでもなからう。

J. ウィルソンは、確かに終始中央集権論者であり、常にユニオンの強化を説いていた。誤解を招くことをおそれずに言えば、独立以前のイギリスとのユニオンについてもそうであった。ウィルソンは、1765年アメリカに移住し、1768年頃(公刊は1774年)、すでにイギリス議会がアメリカの諸植民地に対し一切権限をもつものでないことを明白にし、イギリ

スとアメリカの諸植民地との関係を同君連合と設定する小冊子『イギリス議会の立法権論<sup>65</sup>』を記していた。この見解は、先駆的な見解で、後にジョン・アダムズ、トマス・ジェファソンも説くにいたり、ほぼアメリカ人の定説となった<sup>66</sup>。しかし、ウィルソンは、そこでイギリスよりの分離を説いていたわけでは決してない。彼は、その結論の部分で「イギリスの住民もアメリカの住民も共通の臣下なのであり、同一の君主への忠誠の下にある。そして、この忠誠の連合は当然のことながら、心情の連合をもたらす<sup>67</sup>」として、イギリス人とアメリカ人との連合の強さを訴えている。それから数年後、1776年6月、イギリスからの終局的分離についての決断を迫られた時、ウィルソンの心情にこのイギリスとの心情の連合を破棄することへの逡巡が認められる。

1776年5月から7月上旬にかけてのこの時期は、アメリカ革命史における決定的な転回点といえよう。その時期、大陸会議にあってウィルソンは確かに遅疑逡巡し、独立の遷延策をはかっている。6月7日、ヴァージニアのR.H.リーが独立の決議を提案した時、ウィルソンはペンシルヴェニアの同僚と共にその決議の審議をのばすことを提案して、結局7月1日までその採択についての討議をのばすことになった。1日の投票では、ペンシルヴェニアの代表団は分裂し、反対5賛成3で反対側にまわった。しかし、ウィルソンは、フランクリンと共に独立賛成を主張している。そして、翌日7月2日、ペンシルヴェニア代表団の中反対側であったロバート・モリスとジョン・ディキンソンは棄権し、ウィルソンを含むペンシルヴェニアは賛成に回ったのである。そして、ウィルソンは独立宣言の署名者ともなる。しかし、この逡巡のため、ウィルソンは、同時代史的にも、後世の研究者の間でも独立に反対であった、「保守派」であったというラベルをはられることになる。このウィルソンの逡巡の背後には、先にふれたイギリスとの心情的連合感もあったであろう。先輩にして仲間のディキンソンやモリスに対する配慮もあったであろう。また、ペンシルヴェニア邦政治の軋轢も確かに関係している。しかし、

最大の要因としては、ウィルソンは、アメリカ諸邦の連合なくして、イギリスとの連合より分離することの危険性を感じていたのではなかろうか。次の表現は直接にはペンシルヴェニア邦政治について語ったものではあるが、ウィルソンは大陸会議の席上「新しい家を建てる準備ができる前に、何故旧い家を引き倒し、きびしき風雪に身をさらけ出す必要があるのか」と訴えている<sup>85</sup>。そして、注目すべきことに、6月7日のR.H.リーの決議案自体、アメリカ諸邦の独立、フランスとの同盟、アメリカ諸邦連合案の作成といった独立・同盟・連合の三位一体の形で提出されたのである。先にふれたように、独立の決議は先にのぼされたが、同盟と連合とについては、直に草案起草委員会がつくられ、連合等についてはディキンソンが委員長として起草することになった。ウィルソンは、ディキンソンと共に、まずアメリカ諸邦の連合を確立することを先決問題と考えていたといつてよいであろう<sup>86</sup>。

なお、これは全くの仮説にすぎないが、ウィルソンがイギリスとの連合への愛着から、邦への愛着を経ずに直接アメリカ全体(連合)への愛着へ転ずる背景には、彼が1765年渡米した移民であったことが関係していないであろうか。つまり、彼はジェファソンなどと異なり、アメリカの中の一部にハイマートを持っていなかったのであり、彼のアイデンティティはアメリカ全体に求められなければならなかったのである。当時の多くのアメリカ人が、時間的にも心情的にもまずヴァージニア人、マサチューセッツ人であり、次にアメリカ人であったのに対し、ウィルソンは最初からまずアメリカ人でなければならなかったのである。この点、1772年に西インド諸島からニューヨークに移住してきたA. ハミルトンの場合も同じことが言えよう。さらに、1774年11月、アメリカへ渡来したトマス・ペインも、この点ではウィルソンやハミルトンとも全く同じであった。ペインは、本質的にはコスモポリタンであるが、アメリカ大陸全体か各邦優先かという選択で考える限り、彼は明らかに大陸主義者である。しかし、もちろん移住者がすべて大陸主義者、ナショナリストにな

るとは限らない。ウィルソンと同じ頃1768年イギリスよりノース・カロライナに移住し、同じく法曹の道を歩み、同じく最高裁判所の判事となったジェームズ・アイアデルの場合、当初は連邦憲法案には賛成したが、やがてその解釈をめぐる、有名な Chisholm v. Georgia 事件(1793)で、ウィルソンと鋭く対立し、ウィルソンのナショナリスティックな解釈に対し、州権論(State Rights' Theory)を展開している<sup>59</sup>。

本題にもどり、連合規約案について言えば、ディキンソンは7月12日彼の草案を提出するが、大陸会議で大幅に修正され、ようやく翌1777年11月に大陸会議で合意をみた。しかし、西部の土地の委譲問題をめぐって各邦全体の承認が得られず、正式には1781年3月に発効をみる。ディキンソンの案と大陸会議で採択された案との基本的な相違点は、ジェンセン流に表現すれば、前者は一国の憲法であったが、後者は13の主権国家間の契約であったことであろう<sup>60</sup>。しかし、ここで問題にしたいのは、この「13の主権国家の契約」である連合規約に対するウィルソンのきわめて中央集権的な解釈である。事の起こりは、北アメリカ銀行の存廃をめぐる問題であった。1782年、連合会議(大陸会議の後身)は、独立戦争の戦費調達のため、財務長官にして財界の巨頭 R. モリスの主導の下に、連合会議及びペンシルヴェニア邦議会の特許状を得て、北アメリカ銀行(Bank of North America)を設立した。独立戦争後も、同銀行は商業銀行として存続するが、かねて同銀行を「保守派」の機関とみなしていた「急進派」は、ペンシルヴェニア邦議会で、同銀行への特許状を撤回し、同銀行を廃止しようとした<sup>61</sup>。これに対し、同銀行の理事の一人でもあるウィルソンは、強い反論を展開する<sup>62</sup>。その反論の中で、彼は連合規約を「合衆国の憲法」と呼び、銀行設立はなるほど同規約第二条の委託された権限には含まれてはいないが、国家としての合衆国の当然の権限であり、一邦がそれを廃止することはできないと主張した。そして「合衆国は……全体の連合であることに由来する全般的権利、全般的権限、全般的義務を所有している。したがって、連合規約第五条にはく合衆国の全般的利

益をより適確に処理するために、〔各邦〕代表は毎年連合議会に集まるものと規定されているのである。多くの目的について、合衆国はそれ自体一つの分離しえない、独立した国家とみなされるべきであり、国際法上そのような国家に認められた一切の権利、権限、財産を所有しているものとみなされるべきである」(ゴチ、原文、以下同じ)と断言する。ここにおいて、ウィルソンは連合規約の解釈において、すでに1787年起草の連邦憲法を先取りし、銀行設立権についてすでに *M'Culloch v. Maryland* 事件(1819)におけるマーシャル首席裁判官の判決を先取りしていたといえよう。しかし、このウィルソンの所論は余りに時期尚早であり、ペンシルヴェニア邦議会は特許状を撤回し、同銀行は廃止される。

以上見てきたごとく、ウィルソンは強い中央集権論者であったが、その中央集権論を裏付ける論理は、いかなるものであったのであろうか。中央集権論即反民主政論という当時のアメリカ人の間で一般的であった見解が、彼にもそのままあてはまるのであろうか。

#### IV J.ウィルソンの民主政論

先にふれたように、ウィルソンはスコットランド文芸復興期に、同地の諸大学で学んだ教養人であり<sup>60</sup>、体系的な思考をもって政治に接した政治家であり、一同時代人の表現によれば「彼は弁才の魅力によってではなく、論旨の力によって注目を惹いた。」<sup>61</sup> その彼が、アメリカへの移住後間もなく、前述の『イギリス議会の立法権論』を公にしたが、その最初の部分で議論の出発点として、彼の政治哲学の基本を鮮明にしている。すなわち、「すべての人は生れながらにして平等にして自由であり、いかなる者も、他人に対してその同意なくして権威を行使する権利はない。すべて合法的政府はそれに服する者の同意に基づいているものであり、そうした同意は被治者の幸福を保障し増大するとの見地から与えられるものである……すなわち、社会の幸福こそすべての政府にとっての至上

の法なのである」とする。<sup>66</sup> この文章は1774年、つまり独立宣言以前に公にされたものであるが、そこに人は独立宣言と共通の所論を見出すことであろう。その点、ウィルソンの独立への逡巡、保守派との交遊、中央集権論などを思い合せて、「ウィルソンは1774年には極端なホイッグ左派であったが、着実に間断なく右派へと動いていった<sup>67</sup>」との解釈も出てくる。しかし、その後の彼の所論の根幹をなしているのは、上記の基本的前提であり、人民主権の理論であり、それらが連邦憲法制定についても、明確に打ち出されていることは、憲法制定会議、ペンシルヴェニア邦憲法批准会議の議事録などを見る限り、歴然として否定すべくもない。

先にふれた5月31日の白熱した議論、「民主政の行きすぎ」が指摘された中であって、ウィルソンは、下院は直接人民より選出されるべきことを強く主張した。何故ならば「人民という偉大な基礎の上にこそ、すべて政府は打ちたてられるべきであるからである。」彼は、上院も州議会によってであれ下院によってであれ間接選挙によって選出されることに反対であり、人民より直接選出されるべきことを主張した。<sup>68</sup> しかも、ウィルソンは、下院議員も上院議員も人口に比例して選出されるべきであると論じている。というのも「すべての権威は人民に由来する以上、同数の人民は同数の代表をもつべきであるからである<sup>69</sup>」とする。こうした類の彼の言辭を次々にならべることは容易であるが、ここでは紙数の都合上、次のウィルソンの言葉を引用するにとどめよう。すなわち、ウィルソンは「政府における活力を望むものであるが、その活力ある権威が、すべての権威の正統な根源〔人民〕から直接出るものであることを望むものである。政府は、第一に力を所有すべきであるのみならず、第二に人民全体の精神ないし感情〔心情！〕をも所有すべきである。その点、立法部は全社会をきわめて正確に反映するものでなければならない。代表は、人民が全体として行動することが現実には不可能であるから、必要とされているにすぎない。<sup>70</sup>」この代表理論は、イギリス的な国民代表論とはほど遠く、直接民主政が現実的に不可能であるが故に、それに代るもの

としての代表制というアメリカ流の代表理論を表明しているといつてよい。しかも、留意しておきたいことは、この所論は、公開の会議で一般民衆を意識して行われたものではなく、密室の秘密会議で行われたものであり、筆記したマディソンなどの死(1836年)以降始めて公にされたことである。

多数決の問題についても、彼は明快であり、論旨一貫していた。ウィルソンは、「どこにしようとも人民の多数があらゆる問題において少数を支配すべきである。奥地〔西部〕の人口が多数を占めるようになれば、われわれ〔東部のもの〕が望むと望まないにかかわらず、彼らは多数決の権利をもつのみならず、現実に行使するであろう<sup>40)</sup>という。この西部の人口が増えれば、当然その代表も増加すべきであるという主張は、前に述べたようにシェイズの叛乱に象徴される西部小農民の台頭への危惧が、この憲法会議開催の背景の一つであることを考える時、まさしく「急進派」こそ表明すべき言辞であったといえよう。ちなみに、つづけて彼は「財産が政府ないし社会の唯一の主要な目的であるということには同意できない。人間精神の教化と向上こそ最も高貴な目的である。この目的ならびに他の人権を顧慮するならば、〔財産ではなく〕正しく数こそ代表の自然かつ的確な基準である<sup>42)</sup>」とのべている。

連邦憲法会議において、ウィルソンの主張がすべて通ったわけではない。しかし、連邦政府は人民主権に基づくものであり、大統領も間接的にはあるが、人民によって選ばれるべきであるという彼の主張は実現された。ペンシルヴェニア邦憲法批准会議が開会されて間もなく、同会議の議員に選ばれたウィルソンは、11月24日「この憲法による政府は、その原則においてももちろん民主的である。いかにその権力装置が広汎かつ多様であろうとも、それらはすべて一つの源泉、人民に由来しているからである<sup>43)</sup>」とのべる。つまり、中央政府は強力かつ集権的に構成されているが、その権力はすべて人民に由来している故に、正統な権力であり、人民の自由にとって危険ではないと主張するわけである。ウィル



ソンが、その現実政治上の「保守派」的行動と一見矛盾するこうした民主政的論理を主張することは、その意図はともあれ少なくとも結果的には、民主政的国家連合論者の武器を逆手にとるものであった。彼は、上述の会議で12月4日「あらゆる社会には最高の支配権があるが、私はこれを主権と呼ぶ。ウィリアム・ブラクストン卿は、主権はイギリス議会にありと言い、フィンレイ氏〔急進派〕の立場は、主権は邦政府にありとする。私の立場は、主権は人民にありということである<sup>48</sup>」と主張する。そして、この人民主権論にたって、「諸邦(states)は人民のため、人民によってつくられたものであり、人民が諸邦のためにつくられたものではない。したがって、人民は、彼らの好むままに全般的〔中央〕政府でも邦政府でもつくりすることができる……それこそ人民の固有の譲ることのできない権利なのである。これを例証するものとして独立宣言より数語引用することを許して頂きたい」として以下独立宣言のあの有名な序の部分、革命権、新政府設立権についての文章を読み「これこそわれわれがよって独立した幅広い基礎であり、またこの同じ確固たる基礎に基づいて、この体制〔連邦憲法体制〕が樹立されたのである<sup>49</sup>」と、連邦憲法と独立宣言の内的連関性を説き、76年精神と87年憲法とを結びつける。そして「すべての権威は人民の代表より出ており、民主政の原則は〔連邦〕政府のいたる部門に浸透している<sup>49</sup>」と、連邦憲法における民主政理論の貫徹をうたう。

## V おわりに——J. ウィルソンの役割

ウィルソンは、憲法会議の5月31日の議論で、先にふれた下院議員を直接人民から選出すべきことを強調した後つづけて「連邦制のピラミッドをしかるべく高度のものにしたいが、そのためには連邦制のピラミッドにできるだけ幅広い基礎を与えなければならない。いかなる政府も人民の信頼なくしては長続きするものではない<sup>49</sup>」とのべる。この一言こそ、憲法会議におけるウィルソンの根本姿勢を示すものといえよう。彼は、

強力な中央(連邦)政府を樹立することを望んだが、他の代表のようにそれをできるだけ人民より切り離すことによって実現しようとするものではなかった。逆に、連邦政府をできるだけ民主政の基礎におくことによって、連邦政府に永続性と安定性とを与えようとしたのである。これは、民主政と中央権力とが二律背反的に捉えられていた18世紀後半のアメリカ社会にあっては、ことに民主政不信の空気の強い連邦憲法会議にあっては、特異な意見であったといえよう。ウィルソンのこの執拗なほどの民主政論理の主張が、連邦憲法案に民主政的色彩をこく与えたことは否めない。ウィルソンにあって、民主政と強力な中央政府のどちらが、目的であり手段であるかはそれ自体問題とされようが、<sup>48</sup>両者が組み合わされて連邦憲法が構成されたことにこそ大きな意味がある。

連邦憲法は通常妥協の産物と言われる。それは多くの場合、憲法会議内における大州小州間、南北間の妥協を意味する。しかし、より根本的には、憲法会議内が憲法会議外との妥協をはかったことにこそ、つまり「貴族政的」集権国家ではなく、少なくともその論理において民主政的連合国家として合衆国が成立したことが、その安定性と永続性とを保障したものと見えよう。かくして連邦憲法批准をめぐる激しい論争、対立にもかかわらず、またそれがその後の二大政党制の起源をなすという事実にもかかわらず、連邦憲法それ自体はアメリカ国民の中に定着し、制定以来今や二世紀を迎えようとしている。他方、ウィルソンの名は今後とも忘れられたままで残るであろう。彼は、ワシントン、ジェファソン、ハミルトンのように歴史の形成者ではないし、マディソンのように歴史の設計者でもない。ウィルソンをおそらく最初に評価した憲法史家のマクラフリンは、ウィルソンを「政治学者」「歴史学者」と規定している。<sup>49</sup>ウィルソンは、まさに歴史学者として合衆国の将来像を先取りし、それを連邦憲法の中に予め取り込むことによって連邦憲法に安定性と永続性とを与えた。ジェイムズ・ウィルソンの歴史的役割は、短期的、同時代史的文脈においてではなく、長期的、二世紀の歴史の流れの中において

こそ捉えられるべきなのである。

## 注

本稿でよく引用される下記の六つの資料については、それぞれ下のごとく略記する。

*Works*, Robert G. McCloskey, ed., *The Works of James Wilson* (Cambridge, Mass., Harvard University Press, 1967) 2vols. 現在入手可能なウィルソンの唯一の著作集。しかし憲法会議における発言などはのっていない。

*Records*, Max Farrand, ed., *The Records of the Federal Convention of 1787* (New Haven, Yale University Press, 1911, rev. ed., 1937, Paperback ed., 1967), 4vols. マディソンのメモを中心とする連邦憲法会議の包括的な議事録集及び関係文書集。

*Documentary Hist.*, Merrill Jensen, ed., *The Documentary History of the Ratification of the Constitution*, vol. II *Pennsylvania* (Madison, State Historical Society of Wisconsin, 1976). ペンシルヴェニアの連邦憲法批准会議の記録集。

Smith, *JW*, Charles Page Smith, *James Wilson: Founding Father, 1742-1798* (Chapel Hill, University of North Carolina Press, 1956). ウィルソンについての唯一の伝記。

*WMQ*, *Williams and Mary Quarterly*. 主として建国期についての論文をのせる学術誌。

- (1) Galellard Hunt, *The Life of James Madison* (New York, 1902, reprinted 1962), p.134.
- (2) Max Farrand, *The Fathers of the Constitution* (New Haven, Yale University Press, 1921), p.112.
- (3) 「今日でも、ウィルソンは若干の憲法史家によく知られているにすぎない。他の多くのアメリカ史研究者にとっては、一つの名前以上の何ものでもない。アメリカ人一般の教育あるものにとっても、彼は一つの名前ですらない。」 *Works*, Introduction, pp.6-7.
- (4) Smith, *JW*, ch.25. なお、建国期アメリカ社会では土地投機はごく普通に行われており、周知のように G. ワシントンも土地投機を行っていた。ウィルソンの場合は、異常なまでの土地投機への執着と、そのための巨額な負債が余りにも目立ちすぎたのである。ウィルソンは故国スコットランドで、敬虔な長老派教徒の両親の下で牧師になるべく大学教育を受けるが、そこで彼はむしろスコットランド文芸復興の洗礼を受け、父の死と共に牧師への途を放棄し、家庭教師、店員などで生活の糧を求める間に、この世的な成功を強く求めるようになる。アメリカへ1765年渡るのもまさにそうした成功を求めてのことであった。フィラデルフィアで著名な弁護士 J. ディキンソンの下で法律を学び、やがて

- 自立し、弁護士として成功するが、同時に土地投機にのり出し、また財界の有力者 R. モリスなどと手を組んで各種の事業に手を出す。 *Ibid.*, ch.1-4.
- (5) ペンシルヴェニア邦レベルでの政治と連邦レベルでの政治との関連でウィルソンを捉えた論文として、五十嵐武士「ペンシルヴェニア共和派の政治指導」、同「アメリカの建国」(東京大学出版会、1984年)所収を参照。なお、同論文はウィルソンをめぐって日本人の書いた最も学術的な論文である。
- (6) この騒ぎについては、Smith, *JW*, ch.9, Fort Wilson を参照。
- (7) いわゆる革新主義学派の連邦憲法制定解釈が、一般的に独立宣言と連邦憲法とを対比させて、後者を前者への反動と解釈することにあるのは周知のごとくである。
- (8) この会議は、連合会議が現行「連合規約の改正を唯一の明白な目的」として召集したものであり、形式的には新憲法の制定を目的としたものではない故、原語では単に Federal Convention となっている。ただし、その召集の決議の前文には「これら諸邦の間に、確固たる全国的政府 (a firm national government) を確立する最も適切な方法と思われる……」とあり、連合規約の抜本的改正が意図されていることがうかがえる。“Resolution of Congress, 1787, February 21,” *Records*, III, 13-14.
- (9) Alexander Hamilton, James Madison, and John Jay, *The Federalist*, [New York, 1787-8], Jacob E. Cooke, ed., (Middletown, Conn., Wesleyan University Press, 1961), No.37, p.233.
- (10) 連合規約 (Articles of Confederation, 1777 [1781]) の条文については、たとえば Samuel E. Morison, *Sources and Documents Illustrating the American Revolution 1764-1788* (Oxford University Press, 1923, 2nd ed., 1929, reprinted 1948), pp.178-186.
- (11) George Mason to George Mason, Jr. May 20, 1787, *Records*, I, 23.
- (12) 同案及びランドルフによる同案についての説明については、*Records*, I, 18-29. なお、ニューヨーク代表で、同案に反対のロバート・イエイツ (Robert Yates) は、自分のメモにランドルフは「同案は連邦政府を意図しているものではないことを率直に告白した。彼の意図しているものは、強力な統一連合 (a consolidated union) であって、そこでは states という観念はほぼ廃止されるべきであるとしている」と記している。 *Ibid.*, I, 24.
- (13) Merrill Jensen, *The New Nation : A History of the United States During the Confederation, 1781-1789* (New York, Alfred A. Knopf, 1950), pp.43-53.
- (14) *Records*, I, 177-179.
- (15) ニュージャージー案については、*Records*, I, 242-245.
- (16) 以下の議論は、*Records*, I, 45-61 の5月31日の各種の議事メモによる。Roger Sherman は質実剛健な典型的なピューリタンで、独学、立志成功の人で、元来は靴屋の徒弟であり、成功して商人となり、政界に出、大陸会議代表となり、1774年の同盟、独立宣言、連合規約、連邦憲法の署名者となっている。Elbridge

Gerry は、ハーヴァード大学出身、商人、サムエル・アダムズの影響を受け、活動的な革命派となり、独立宣言、連合規約の署名者。結局、連邦憲法案には署名しなかった。

- (17) John Fiske, *Critical Period in American History* (1888).
- (18) Richard M. Rollins, *The Long Journey of Noah Webster* (Philadelphia, University of Pennsylvania Press, 1980). 滝田佳子訳『ウェブスター：辞書の思想』(研究社, 1983年), pp.94, 96. ただし、ウェブスターは、単純にいわゆる「反動化」したわけではない。彼は、新憲法の熱心な支持者になるが、それは彼にとって「新政府には核となる二つの要素があった。これらは革命の中心精神でもあったのだが、財産の平等化と選挙の機会を多くすることである」からであった。同上, p.102.
- (19) 一般に、18世紀末のアメリカ政治環境では、デモクラシーはマイナス・シンボルであったと理解されている。しかし、上記の討論でも、必ずしもデモクラシーそのものが原理的に批判の対象となっているのではなく、デモクラシーの行きすぎが攻撃されているのであり、デモクラシーそのものは基本的価値として前提とされていたといつてよい。 *The Federalist*, No. 10 の中で、マディソンが“pure democracy”を直接民主政の意味で、“Republic”を間接民主政の意味で用い、使い分けをしていることは有名であるが (cf. Cook, ed., *op. cit.*, pp.61-62), “democracy”と“republic”はしばしば混用されており、それらが一括して“popular government”として使用されることが多い。しかし、一般的には、デモクラシーは直接性、多数支配を暗示し、リパブリックは間接性、選択性、洗練性、少数支配を暗示していたといえよう。これらの点については、たとえば、Bernard Baylin, *The Ideological Origins of the American Revolution* (Cambridge, Mass., Harvard U.P., 1967), pp.281-284 ; Gordon S. Wood, *The Creation of the American Republic, 1776-1787* (New York, Norton Library, 1972), pp.222-223 ; Robert R. Palmer, “Notes on the Use of the Word ‘Democracy,’ 1789-1799,” *Pol. Sci. Quar.*, 68 (1953), 203-26 ; Cecelia M. Kenyon, “Republicanism and Radicalism in the American Revolution : An Old-Fashioned Interpretation,” *WMQ*, 3 ser., 19 (1962), 153-182 ; Roy N. Lokken, “The Concept of Democracy in Colonial Political Thought,” *WMQ*, 3 ser., 16(1959), 568-580, ことに用語法という観点からは Robert W. Shoemaker, “‘Democracy’ and ‘Republic’ as Understood in Late Eighteenth-Century America,” *American Speech*, 41 (1966), 83-95を参照。
- (20) Luther Martin, “Genuine Information.” マーティンは11月29日メリーランド邦議会で長い報告演説を行い (そのMSは *Records*, III, 151-159), その詳細な内容が上の表題で同年12月より2月にかけて新聞に発表された (*Records*, III, 172-232)。マーティンは、会議出席者の中で、ヴァージニア案に対する最も強硬な反対論者であった。
- (21) *Ibid.*, III, 179-180.

- (22) Merrill Jensen, *The Articles of Confederation* (Madison, University of Wisconsin Press, 1948), p.240. 上掲 Jensen, *New Nation*, pp.125-127.
- (23) Jonathan Elliot, ed., *Debates in the Several State Conventions...* (2nd ed., 5 vols., 1861-1863), III, 33.
- (24) ハミルトンの所論は, *Records*, III, 282-311. 引用は, 299, 301.
- (25) "Considerations on the Nature and Extent of the Legislative Authority of the British Parliament," *Works*, II, 721-746.
- (26) 「しかし、後に合衆国大統領となるこの二人の所論が、その明確な洞察、正確な分析、あるいは一貫した表明という点で、ジェイムズ・ウィルソンのそれに匹敵するかは、疑わしい。」 Randolph G. Adams, *Political Ideas of the American Revolution* (3rd edition, New York, Barnes & Noble, Inc., 1958), p.77. なお、筆者もこうした問題については、拙稿「独立宣言における分離と統合」『国家学会雑誌』98巻（1985年）9・10号でとりあげた。
- (27) *Works*, II, 745.
- (28) Edmund G. Burnett, *The Continental Congress* (New York, W.W. Norton & Co., 1964), p.159.
- (29) 独立をめぐるウィルソンの動きについては, Smith, *JW*, ch.6 Independence を参照。
- (30) Hampton L. Carson, *James Wilson and James Iredell : A Parallel and a Contrast* (N. C., 1920). 両者の違いの背景として、著者は、アイアデルがアメリカへ移住後、専らノースカロライナの範囲内で活動していたことをあげている (*Ibid.*, p.19)。
- (31) Jensen, *Articles*, p.130.
- (32) 北アメリカ銀行をめぐる政治的争点については、五十嵐、上掲書、pp.302-311を参照。
- (33) "Considerations on the Bank of North America (1785)," *Works*, II, 824-840. 引用部分は 829. なお、ウィルソンは同銀行から3万ドル借り出しており、この事実が彼の同銀行弁護の所論をして、私利私欲のためと思わしめたことは言うまでもない。 *Works*, I, Introduction, 22.
- (34) ウィルソンとスコットランド学派との思想史的関係については、Arnaud B. Leavelle, "James Wilson and the Relation of the Scottish Metaphysics to American Political Thought," *Pol. Sci. Quar.*, 57 (1942), 394-410; Morton White; *The Philosophy of the American Revolution* (New York, Oxford University Press, 1978), pp.132-136; Garry Wills; *Inventing America* (Gardencity, N.Y., Doubleday & Co., 1978), pp. 248-251参照。スコットランド学派そのものについては、佐々木武「〈スコットランド学派〉における〈文明社会論〉の構成」、『国家学会雑誌』85(1985年)巻、5-6、9-10、11-12、86巻、1-2号参照。
- (35) *Records*, III, 91-92, William Pierce, "Character Sketches of Delegates" の一部。
- (36) *Works*, I, 723.

- (37) Julian P. Boyd, "James Wilson," *Dictionary of American Biography*, 20, 326-330. 引用は 327.
- (38) *Records*, I, 49, 57, 51.
- (39) *Ibid.*, I, 179.
- (40) *Ibid.*, I, 132.
- (41) *Ibid.*, I, 605.
- (42) *Ibid.*, I, 605.
- (43) *Documentary Hist.*, 336.
- (44) *Ibid.*, 485.
- (45) *Ibid.*, 472-3.
- (46) *Ibid.*, 497.
- (47) *Records*, I, 49.
- (48) Geoffrey Seed, "The Democratic Ideas of James Wilson: A Reappraisal," *Brit. Assoc. Am. Studies, Bull.*, 10 (1965), 3-30. 本論文はこの目的と手段との関係をかなり丹念に追求し、結論的にはウィルソンを "a genuine democrat" としている (p.10).
- (49) Andrew C. McLaughlin, "James Wilson in the Philadelphia Convention," *Pol. Sci. Quar.*, 12 (1897), 1-20, 引用は p.2. なお, Lucien H. Alexander, "James Wilson, Patriot, and the Wilson Doctrine," *North Am. Review*, 183(1906), 1-19 は, シオドア・ローズヴェルト大統領をはじめ, ウィルソンに対する賛辞の引用文にみちている。

余談ながら J. ウィルソンと私との出逢いは、1949年いわゆる助手論文執筆中、*Records* を読みながらそれまで未知であった J. ウィルソンの透徹した議論に驚いたことに始まる。その後ウィルソンの「フィラデルフィア市民集会における演説」の邦訳と解説とをアメリカ学会篇「原典アメリカ史」第一巻(岩波書店、1951年)334-348頁に記す機会を与えられた。本稿は35年ぶりのウィルソンとの再会の所産と言える。なお、本稿は現在執筆、編集中の『アメリカ建国史研究』(東京大学出版会)に、加筆、再編集の上収録する予定であることを予めお断わりしておきたい。本稿執筆にあたっては、資料の点で東京大学アメリカ研究資料センターの西堀わか子氏に大変お世話になったことを感謝をもって記すものである。

## JAMES WILSON'S CONTRIBUTION TO THE FRAMING OF THE FEDERAL CONSTITUTION

### « Summary »

Makoto Saito

Although it is often pointed out that James Wilson was one of the most active participants in the Federal Convention of 1787, he has not received respect as one of the Founding Fathers, nor has he been well known except to a few scholars of American history. This is, firstly, because he was a greedy speculator dying in huge debt, and secondly, because he acted as one of the unpopular conservatives in the politics of his state, Pennsylvania. However, Wilson's role in the Federal Convention cannot be forgotten, as it was he who gave the Federal Constitution the basic framework which has sustained it for over two hundred years.

In 1787, America was to seek decisions related to two important issues. One was concerned with the form of government, whether the United States should remain a confederation or seek consolidation as one nation. The other was with the system of government, whether the United States should maintain democratic politics or seek remedies for "the excess of democracy." In general, those for the Federal Constitution wanted the establishment of an "aristocratic" consolidated government, while those against the Constitution pursued the continuation of a democratic confederation. Here, James Wilson, in spite of his position as a conservative in actual politics, insisted to establish a democratic national government. His assertion of strengthening of the Union based on the principle of democracy was crystallized in the Federal Constitution and the United States was reorganized as a Federal Republic.



The Federal Constitution has often been described as a bundle of compromises. Yet it seems to me that the compromise between the opinion prevailing within the Convention and the criticism from without was the most important one. In attaining this compromise, James Wilson played a significant role and while his name may remain buried in oblivion, the fruit of his efforts will continue to survive in history.